

令和5年  
第4回日の出町  
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

## 農業委員会第4回総会日程

令和5年4月25日  
役場全員協議会室

1. 開 会

2. 諸報告

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- (1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

5. 閉 会

令和5年第4回日の出町農業委員会総会

令和5年4月25日  
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	青木 崇 君	9	土澤 孝一 君
2	田中 豊弘 君	10	坂本 晴洋 君
3	関根 進 君	11	馬場 敏明 君
5	山崎 茂樹 君	12	野口 隆昭 君
6	松本 哲男 君	13	木住野 佑治 君
7	和田 勝 君	14	辻本 泰啓 君
8	天野 幸次 君	15	神田 功 君

事務局職員

事務局長 坂 井 岳  
事務局次長 布 田 努  
事務局 宮 林 克 芳

事務局長 定刻前ではございますけれども、只今から、令和 5 年日の出町農業委員会第 4 回総会を開会させていただきます。

まず初めに神田会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 皆さん、改めまして、こんにちは。

本日は総会にあたりまして招集させていただきましたところ、全員のご参加をいただきました。大変ありがとうございます。本日もご審議をよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

続きまして、日程 3 の議事録署名委員の指名及び議事進行につきましては、神田会長にお願いいたします。

会 長 3. 議事録署名委員の指名をさせていただきます。6 番松本委員、7 番和田委員にそれぞれお願いいたします。

それでは、4. 議事に入らせていただきます。

(1) 議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 ( 説明 )

会 長 事務局の説明が終わりました。

地区担当は土澤委員さんです。説明をお願いします。

委 員 先週の 20 日の木曜日に、事務局の宮林主任と現地の状況確認を行いました。場所は次のページの案内図をご覧ください。ピンクで示されたところが該当地です。

周辺の営農状況ですけれども、農振農用地区にふさわしい状況になっております。当該地の営農状況ですが、圃場は作付け前でしたが、綺麗に耕作されていて、一部たい肥が見受けられて、しっかりと作業準備に取りかかっている様子が伺えました。

周辺の営農への影響は、当該地を含め、周辺は農振農用地にふさわしい肥培管理がされていたので、特に影響はないと思います。以上報告といたします。

会 長 事務局及び土澤委員さんの説明が終わりました。

委員さん方で意見、質問がありましたら、お願いします。

意見、質問がないようですので、(1) 議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、決定としてよ

しい委員さんは挙手をお願いいたします。

( 挙手多数 )

会 長 挙手多数ですので、本案件は決定といたします。  
続きまして、(2) 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 ( 説明 )

会 長 事務局の説明が終わりました。  
地区担当は土澤委員さんです。説明をお願いします。

委 員 先週の 20 日の木曜日に、事務局の宮林主任と状況確認を行いました。場所は次のページの案内図をご覧ください。ピンクの楕円で示されたところが該当地です。

周辺の営農状況ですが、農振農用地区にふさわしく管理されておりました。該当地の南側は、昨年農地パトロールで雑草繁茂の指摘を受けた農地です。当該地の営農状況ですが、栽培内容も少量田品栽培を行っており、主な品目は玉ねぎ、人参、ジャガイモ、エンドウ、そら豆、ネギ、キャベツ、レタス、小松菜などそれぞれ 1 列に 7 m くらいの長さで栽培しておりました。現地は圃場管理もしっかりされていて、農地として十分に管理されていると見受けられました。

周辺の営農への影響も特にないと思われまます。以上、ご報告といたします。

会 長 事務局及び土澤委員さんの説明が終わりました。  
他の委員さん方で質問、意見等がございましたら、お願いします。  
野口委員。

委 員 この賃借権は、何年契約ですか。

事務局 永年となっております。

会 長 その他に何かありますか。木住野委員。

委 員 このような許可申請は、もう出てこないんですか。  
過去に見た記憶があるんですよ。案件で上がってきて、設定期間ってあったような気がするのですが。

事務局 前回2年前に、同じような形で審議していただきまして、2年間の期間で設定されておりましたが、貸手、借手双方で話し合っていて、事務的なこととかが煩わしくないようにということで、お互い話し合っていてという形になっております。相続等が起こるとまた手続き等が必要になってきますが、それまでは特に必要なく、今回許可をいただければ、そのままそういった相続等がない限り、このまま利用権の設定ができるという形になります。

会 長 松本委員。

委 員 永年というのは、地主さんが亡くなるまでということですか。

事務局 双方から申し出がなければ、相続した時には所有者が変わりますので、その時新たに手続きが必要になってくるかと思いますが、そのような事がなければ両方からの解約の申請等がなければそのままずっと続くという形になります。

相続があった場合には、相続権者が解約を申し出ることができるということになっておりますので、相続の時点でまた継続して設定をするのか、その場で止めるのかということその時に判断して、解約することもできるような契約になっております。

会 長 他に何かありますか。辻本職務代理。

委 員 委員さん皆さんが質問している中で、永年というのは3条の許可申請の中で全然制約というのはいないんですか。

事務局 事務局で調べる限りそういう制限はなくて、相対でお話しされていますので、それに関して事務局の方では意見等はなく、受理しております。

委 員 貸借権の設定というのは一応3年、5年、10年とか、ハウスがあれば10年くらいでしょうけど、相対といって永年は疑問を感じます。

会 長 事務局には一度永年でよいのかどうか東京都農業会議に確認していただくということでよろしいですか。

それでは、(2)議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、保留としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします。

( 挙手多数 )

会 長

挙手多数ですので、本案件は保留いたします。  
以上をもちまして本総会の日程は終了いたしました。

署 名

\_\_\_\_\_  
番

\_\_\_\_\_  
番